

四国中央市空家等対策計画の実施について

1. 特定空家等の隣接者の支援施策の方向性

〔前回の到達点・課題点〕

当市が隣接者等を支援する手法を選択するとしても、緊急避難の相当性を誰が判断するのか？

〔試案〕

直接工事費だけでなく、当事者が弁護士及び建築士の支援を受けるために必要な費用を補助対象とする。

2. 特定空家等の所有者等の支援施策の方向性

〔現行〕 老朽危険空家除却補助金 補助率 4/5 限度額 80万円

- * 負担割合をみれば市の持ち分が多い。
公費負担が個人負担の4倍あり、負担割合でいえば市が事業主体のようである。
- * 所有者等が生活保護受給者等で資金がない（補助対象外でも課題）。
補助金を受けようにも個人負担分を負担できない。
- * 所有者等に判断力がない（補助対象外でも課題）。
成年後見人を付する必要があるレベルであるが、付されていない。
成年後見人は要しないが、自力では遂行できない。
- * 共同相続人間で連絡が取れない又は行方不明者がいる（補助対象外でも課題）。
共同相続人が多数で、お互いの存在を確認できない。
人間関係が好ましくなく、協議できない。
行方不明者がいる。
- * 「放置した者が優遇される」「自主的な除却にも何らかの促進策はないのか」
「ボロボロになるまで放置する」
「何らかの促進施策・誘導施策があってもいいのではないか。」